改正後	改正前
第１　目的 復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に適確に対応するため、国内人材の確保に最大限努める。その上でこの告示は、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入れを行う外国人建設就労者受入事業について、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。	第１　目的 復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に適確に対応するため、国内人材の確保に最大限努める。その上でこの告示は、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入れを行う外国人建設就労者受入事業について、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。
第２　用語 この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第３号。以下「施行規則」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。	第２　用語 この告示で使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第16号。以下「基準省令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。
１　「建設分野技能実習」とは、別表第１に掲げる職種及び作業並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（建設業者が実習実施者（出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）第３条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第16号。以下「旧基準省令」という。）の表の法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第１号イの項」という。）の下欄第５号に規定する実習実施機関を含む。以下同じ。）である場合に限る。）に係る第二号技能実習（技能実習法附則第12条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第２号の活動及び入管法別表第１の５の表の上欄の在留資格（技能実習特定活動（施行規則附則第２条第２項第２号に規定する技能実習特定活動をいう。）を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。以下同じ。）又は第三号技能実習をいう。	１　「建設分野技能実習」とは、別表第１に掲げる職種及び作業並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（建設業者が実習実施機関である場合に限る。）に係る技能実習のうち、技能実習二号の活動（入管法別表第１の５の表の特定活動の在留資格（技能実習を目的とする活動を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。）をいう。
２　（略）	２　（略）
３　「受入建設企業」とは、技能実習（旧入管法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を含む。以下同じ。）の実習実施者として建設分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第５に規定する適正監理計画の認定を受け外国人建設就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて建設特定活動に従事させるものをいう。	３　「受入建設企業」とは、技能実習の実習実施機関として建設分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第５に規定する適正監理計画の認定を受け外国人建設就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて建設特定活動に従事させるものをいう。
４　「特定監理団体」とは、監理団体（旧基準省令の表の法別表第１の２の表の技能実習の項の下欄第１号ロに掲げる活動の項（以下「技能実習第１号ロの項」という。）の下欄第６号に規定する監理団体を含む。以下同じ。）として技能実習生（旧入管法別表第１の２の表の技能実習の在留資格をもって在留する者を含む。）の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第４の認定を受け、５に規定する建設特定活動の監理を行うものをいう。	４　「特定監理団体」とは、監理団体（平成22年６月30日までに研修の在留資格で在留する者の監理を行ったことがある団体を含む。）として技能実習生の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第４の認定を受け、５に規定する建設特定活動の監理を行うものをいう。
５　（略）	５　（略）
第４　特定監理団体の認定	第４　特定監理団体の認定
１　（略）	１　（略）
２　（略）	２　（略）
⑴　過去５年間に監理団体として２年以上適正に建設分野技能実習を監理した実績があること。	⑴　過去５年間に監理団体として２年以上適正に建設分野技能実習を監理した実績（平成22年６月30日以前に別表第１に掲げる職種及び作業に係る研修の監理を行った実績を有する場合は、当該監理を行った期間を含む。）があること。